

旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程（平成16年旭医大達第66号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(試験の受験資格等) 第5条 定期試験は、各授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければ受験することができない。ただし、授業科目担当教員等が教育上有効と判断した場合は、出席時間数を別に定めることができるものとし、 <u>シラバス</u> に明示するものとする。 2 特別の理由により所定の出席時間数に達しない者で、授業科目担当教員等がその理由を認めた場合は、受験することができる。	(試験の受験資格等) 第5条 定期試験は、各授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければ受験することができない。ただし、授業科目担当教員等が教育上有効と判断した場合は、出席時間数を別に定めることができるものとし、 <u>履修要項</u> に明示するものとする。 2 特別の理由により所定の出席時間数に達しない者で、授業科目担当教員等がその理由を認めた場合は、受験することができる。
(成績の評価) 第6条 成績の評価は、第4条に定める試験のほか、授業への出席状況等を考慮し授業科目担当教員等が行うものとする。 2 授業科目担当教員等は、授業科目ごとに成績の評価基準を定め、 <u>シラバス</u> に明示するものとする。	(成績の評価) 第6条 成績の評価は、第4条に定める試験のほか、授業への出席状況等を考慮し授業科目担当教員等が行うものとする。 2 授業科目担当教員等は、授業科目ごとに成績の評価基準を定め、 <u>履修要項</u> に明示するものとする。
(略)	(略)
<u>附 則</u> この規程は、令和8年6月10日から施行し、令和8年4月1日から適用	

する。

【改正理由】

システム導入に伴い、所要の改正を行うものである。